

# 事業者の皆さんがバリアフリーに配慮した建物に改修する際の費用の一部を補助します。（公共的施設整備費補助金のご案内）

宇都宮市では、高齢者、障がい者等をはじめとする多くの市民の皆さんが利用する建築物を安全かつ円滑に利用できるよう、傾斜路や手すり等の整備費用の一部を補助し、やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりの推進を図ります。

## 補助対象者

次の2つの条件に該当する事業者の方です。

- ①本市の区域内において下表に該当する公共的施設の改修を行う方
  - ②市民税、固定資産税その他の市税を滞納していない方
- ※ただし、国・県・市の制度(当補助制度以外)により補助金等の交付を受けて公共的施設の改修を行う方は除きます。



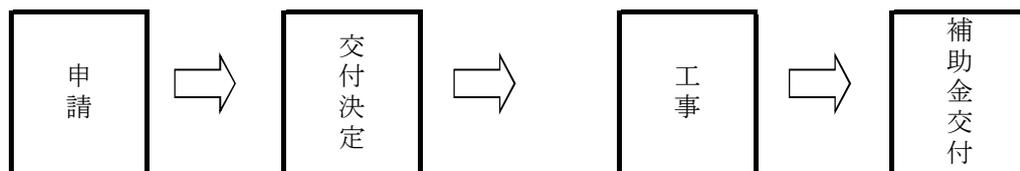
## 補助対象施設

1 病院又は診療所	13 理容所、美容所、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗
2 劇場、観覧場、映画館又は演劇場	14 銀行、信用金庫その他これらに類する金融機関の店舗
3 集会場又は公会堂	15 公共交通機関の建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
4 展示場	16 一般公共の用に供される自動車車庫
5 薬局	17 ガス事業、電気事業、電気通信事業の営業所又は事務所その他これらに類する公益上必要な建築物
6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	18 学校
7 ホテル又は旅館	19 工場
8 老人福祉施設等の社会福祉施設	20 事務所
9 体育施設、ホール場又は遊技場その他これらに類する施設	21 共同住宅
10 博物館、美術館又は図書館	22 火葬場
11 公衆浴場	23 冠婚葬祭施設
12 飲食店	24 表中、1～23までのそれぞれの施設の用途のうち、2以上の異なる用途に供する施設(複合用途建築物)

## 補助事業の進め方

施設の工事に着手する前に協議・申請が必要となります。着工後の申請は受付できません。

福祉のまちづくり条例に基づく、適合証交付に関する事前協議の窓口(建築指導課)とは、手続窓口が異なりますので、ご注意ください(補助金に係る申請・相談窓口は保健福祉総務課です)。



※必ず工事着手前に申請して下さい！

## 補助対象工事及び補助金額

建築物の次の箇所を整備する工事が対象となります。ただし、不特定多数の人が利用する部分のみの適用になります(従業員専用のトイレなど、バックヤード部分は補助対象外とします)。工事の詳細については、宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則に規定する基準に該当したものです。

整備箇所	補助対象工事	補助金額
1 傾斜路	建築物の出入口までの敷地内の通路等に設置する傾斜路を設置する工事 【工事概要】 ・幅は内法120cm以上 ・勾配12分の1を超えない ・両側に手すりを設ける 等	①整備費用が500,000円以上の場合 →500,000円×1/3の額 ②整備費用が500,000円未満の場合 →実整備費用の1/3の額  ※ただし、千円未満の端数切り捨て
2 手すり	階段、廊下に高齢者、障がい者、児童等に配慮した高さの手すりを設置する工事 【工事概要】 ・1本の場合高さ75cmから85cm程度、2本の場合は65cm程度及び85cm程度 ・握りやすい形状とする 等	①整備費用が1,000,000円以上の場合 →1,000,000円×1/3の額 ②整備費用が1,000,000円未満の場合 →実整備費用の1/3の額  ※ただし、千円未満の端数切り捨て
3 エレベーター	エレベーターを高齢者、障がい者等に配慮した構造とする工事 【工事概要】 ・戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置 ・車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置 ・視覚障がい者が操作できる制御装置の設置 等	①整備費用が3,300,000円以上の場合 →3,300,000円×1/3の額 ②整備費用が3,300,000円未満の場合 →実整備費用の1/3の額  ※ただし、千円未満の端数切り捨て
4 便所	便所を高齢者、障がい者等に配慮した構造とする工事 【工事概要】 ・車いす使用者が円滑に利用できる平たんで十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置されている車いす使用者便房 ・出入口の幅は内法80cm以上 等	【車いす使用者の利用に十分な面積を確保したもの】 ①整備費用が1,000,000円以上の場合 →1,000,000円×1/3の額 ②整備費用が1,000,000円未満の場合 →実整備費用の1/3の額 【上記以外のもの】 ①整備費用が700,000円以上の場合 →700,000円×1/3の額 ②整備費用が700,000円未満の場合 →実整備費用の1/3の額  ※ただし、千円未満の端数切り捨て

## 補助申請時に必要となる書類

① 宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金申請書	保健福祉総務課で配付しています
② 事業計画書	〃
③ 収支予算書	〃
④ 工事見積書	各自ご用意下さい
⑤ 位置図、平面図	〃
⑥ 整備項目表	保健福祉総務課で配付しています
⑦ 口座振替依頼書	〃



補助金に関するお問い合わせ・手続き窓口は…

宇都宮市役所 保健福祉総務課 地域共生企画グループ

TEL 028-632-2919

FAX 028-639-8825